

社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 前条に規定する役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) 本会の設置する各種委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報 酬)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる理事、監事及び評議員には、その地位にあることのみによつては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会事務所における諸会議及び委員会等（以下「会議等」という。）に出席したとき、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額及び支給の方法は、別表のとおりとする。ただし、会議等に出席したときの旅費は、日当のみとする。

3 前項の定めるもののほか、旅費については職員に支給する旅費の例による。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月 1日から施行する。

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

旅費の額					
鉄道賃、船賃 及び航空賃	車 賃	日 当		宿泊料	
		県 外	県 内	県 外	県 内
実費額	実費額 又は 1 kmにつき 37 円	2,500 円	2,000 円	12,000 円	10,000 円

①この規程は、平成19年10月1日から施行する。

県外日当 2,200円 → 2,000円

宿泊料 県外 15,000円 → 12,000円 県内 12,000円 → 10,000円

②この規程は、平成27年4月1日から施行する。

県外日当 2,000円 → 2,500円 県内日当 1,600円 → 2,000円